

## 給付の種類 (年金の場合は下記のいずれか1つを選択するものとします。)

- 20年確定年金 加入者の生死にかかわらず20年間年金が受け取れます。
- 15年確定年金 加入者の生死にかかわらず15年間年金が受け取れます。
- 10年確定年金 加入者の生死にかかわらず10年間年金が受け取れます。
- 5年確定年金 加入者の生死にかかわらず5年間年金が受け取れます。なお、60歳未満で加入した方は、この年金を選択できません。
- 15年保証期間付終身年金 終身にわたり年金が受け取れます。また、15年の保証期間中に死亡された場合は残存保証期間の年金が遺族に支払われます。年金支払開始後、年金受取人(遺族を含む)からご希望があれば将来の年金支払に代えて、残存保証期間の未払年金現価を一時金でお支払いいたします。この場合は保証期間経過後加入者が生存しているとき、年金のお支払いを再開します。

\*年金月額が3ヵ月払とし3、6、9、12月にお支払します。  
\*年金の受取人は被保険者(加入者)本人です。

- 脱退一時金 掛金の積立期間中に制度から脱退したときに、一時金を受け取れます。受取人は被保険者(加入者)です。
- 遺族一時金 掛金の積立期間中に死亡されたとき、被保険者(加入者)の遺族に遺族一時金をお支払いします。(労働基準法施行規則第42条～45条に規定する遺族補償順位により決定する)遺族一時金は月払コース加入者数に1,000円を乗じた額と脱退一時金を合算した額です。

## 制度の運営

- この制度は東京商工会議所が下記の生命保険会社と締結した「拠出型企業年金保険契約」に基づいて運営されます。したがって、お申込みの契約については引受生命保険会社の「拠出型企業年金保険普通保険約款」および「拠出型企業年金遺族年金特約」が適用されます。
- この制度は下記生命保険会社が引受しております。幹事会社は各引受生命保険会社の委任を受けて事務を行います。引受生命保険会社名の後に記載されている数値は、2021年4月1日現在の引受割合です。引受生命保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの募集実績等により決定した引受割合(2021年4月1日現在)による保険契約上の責任を負いますが、相互に連帯して責任を負うものではありません。また引受生命保険会社および引受割合は変更することがあります。
- この制度は、その運営を安全かつ円滑にするために、内容の一部を変更することがあります。

## 個人情報の取扱いについて

マイライフ年金共済制度におきましては、ご加入者様の個人情報を次のとおり取り扱います。

- ①東京商工会議所(以下、「商工会議所」という。)は、ご加入者様の個人情報(氏名、性別、生年月日、住所、口座情報等)について、マイライフ年金共済制度の事務手続き、各種サービスのご案内・ご提供のために使用するとともに、ご加入者様の同意に基づき、商工会議所が本制度の運営のために拠出型企業年金保険契約を締結している生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)に提供します。
- ②生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け、継続・維持管理、一時金・年金等の支払、その他保険に関連・付随する業務のために使用し、またこの目的の範囲内で、商工会議所、他の共同取扱会社に提供します。
- ③個人情報に変更等が発生した際にも、引続き商工会議所および生命保険会社においてそれぞれ上記①②に準じ個人情報が取り扱われます。
- ④拠出型企業年金保険の引受生命保険会社に変更された場合、個人情報は変更後の引受生命保険会社へ提供されます。
- ⑤この個人情報のお取扱いに同意されない方は加入不同意として取り扱いますので、ご了承ください。

## 引受生命保険会社および引受割合

(2021年4月1日現在)

【幹事会社】アクサ生命保険株式会社(67.20%)

住友生命保険相互会社(5.08%)

第一生命保険株式会社(6.83%)

大同生命保険株式会社(5.89%)

日本生命保険相互会社(15.00%)

(50音順)

この制度についてのお問い合わせは  
**東京商工会議所**  
共済センター

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2  
丸の内二重橋ビル

Tel.03-3283-7905 <http://www.tokyo-cci.or.jp>

●引受生命保険会社連絡先

登録番号 AXA-A1-2012-1657/002

# マイライフ年金共済制度

## 拠出型企業年金保険

## ご加入のおすすめ

## 制度の特長

### 1 自助努力による老後の設計

将来に備えた年金づくりができます。

### 2 掛金は予算に合わせて積立て

予算に合わせた月払コースと、一時払コースで賞与や余裕資金の積立てができます。

### 3 脱退一時金

積立期間中に脱退しますと、脱退一時金を受け取れます。

### 4 年金開始は希望の時期に

満60歳未満で加入した方は、加入期間10年以上で、満60歳～満70歳までの希望の時期に年金を受け取れます。満60歳以上で加入した方は、満70歳までの希望の時期に年金を受け取れます。

### 5 年金コースは自由に選択

将来の計画に合わせ自由に選択できます。

(A)20年確定年金 (B)15年確定年金 (C)10年確定年金 (D)15年保証期間付終身年金

[注]満60歳以上でご加入の方は、5年確定年金も選択できます。

### 6 個人年金保険料控除の適用

個人年金保険料控除の適用が受けられますので、所得税・住民税が軽減されます。(満60歳未満でご加入の方に限りです)

[注1]満60歳以上でご加入の方は、一般の生命保険料控除の適用となります。

[注2]当制度における個人年金保険料控除の要件

1. 年金の受取人が被保険者本人であること
2. 保険料の払い込みが10年以上にわたっていること
3. 年金の給付が60歳以降10年以上の期間、または終身であること

【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の給付金額(積立金額)・保険料等が、お客様ご自身の意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。

※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

2021年度版

挑みつづける、変わらぬ意志で。

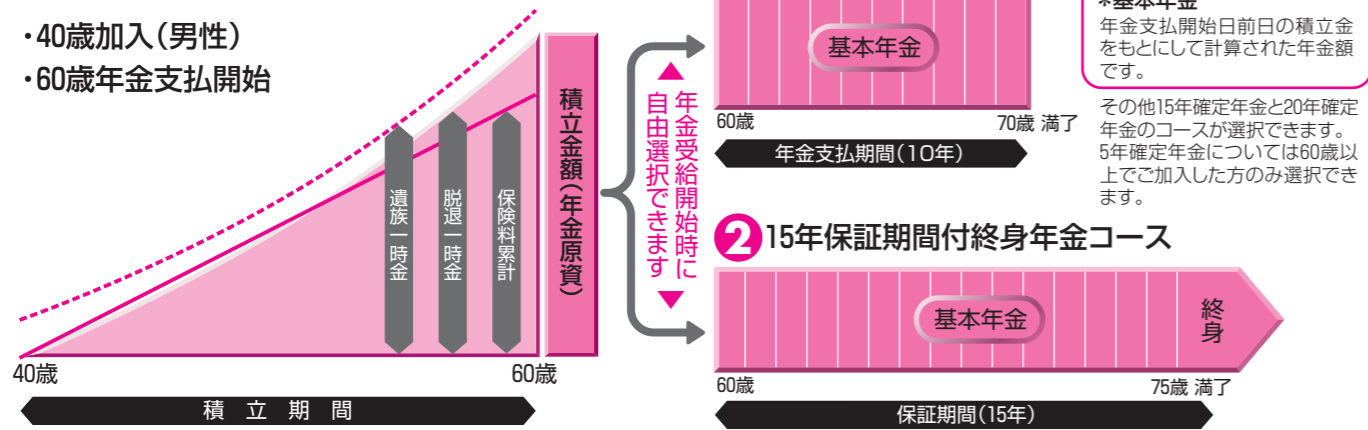
 **東京商工会議所**

020-0000

# 仕組図

## 〔加入例〕

- ・40歳加入(男性)
- ・60歳年金支払開始



\*年金・一時金のお受取には所定の条件があります。お申込みにあたっては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みください。

[表1] 脱退一時金の給付額試算表 (単位:円)

■月払コース10口(掛金1万円)について			■一時払コース2口(掛金10万円)について	
積立年数	払込掛金累計額	積立金額(脱退一時金額)	積立年数	積立金額(脱退一時金額)
1年	120,000	約115,600	1年	約96,400
3	360,000	347,700	3	96,800
5	600,000	581,000	5	97,200
7	840,000	816,000	7	97,700
10	1,200,000	1,172,000	10	98,600
15	1,800,000	1,774,900	15	100,300
20	2,400,000	2,389,900	20	102,100
23	2,760,000	2,764,700	23	103,200
25	3,000,000	3,017,200	25	104,000
30	3,600,000	3,657,000	30	105,900

[表2] 年金月額額の給付額試算表(60歳開始時) (単位:円)

■月払コース10口(掛金1万円)について					■一時払コース2口(掛金10万円)について					
積立年数	払込掛金累計額	積立金額(年金原資)	10年確定年金(男女)	15年保証期間付終身年金		積立年数	積立金額(年金原資)	10年確定年金(男女)	15年保証期間付終身年金	
				(男性)	(女性)				(男性)	(女性)
10年	1,200,000	約1,172,000	約9,930	約4,370	約3,820	10年	約98,600	約830	約360	約320
15	1,800,000	1,774,900	15,040	6,620	5,790	15	100,300	850	370	320
20	2,400,000	2,389,900	20,260	8,920	7,800	20	102,100	860	380	330
25	3,000,000	3,017,200	25,570	11,260	9,850	25	104,000	880	380	340
30	3,600,000	3,657,000	31,000	13,650	11,940	30	105,900	890	390	340

上記[表1][表2]の給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

1.給付額試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

(1)制度として加入口数が常時月払12,126口、一時払1口を維持することを前提としていますので、加入口数が減少した場合には給付額が減少することがあります。

(2)加入者全員の保険料が毎月1日に入金され、最終入金日の翌月1日に年金・一時金を支払うことを前提としています。

(3)給付額試算表の給付額は、各引受生命保険会社の予定利率(2021年4月1日現在)および引受割合(2021年4月1日現在)に基づき計算しております。予定利率については、将来、経済変動等により変更される場合があります。

記載の給付額試算表には、配当金を加算しておりません。

毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。

また、配当金が生じた場合には、積立金の積み増しに充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。年金支払開始後に配当金が生じた場合には、年金増額のための保険料に充当いたします。

2.23年未満で脱退しますと、脱退一時金が払込掛金を下回る場合があります。

# 制度の取扱い

**■制度発足日** 1989年10月1日

**■加入資格** 東京商工会議所の会員事業所の事業主、役員およびその従業員で、年齢満15歳以上70歳未満の方で、加入申込日現在健康で正常に勤務または就業している方。(加入継続の払込満了日は満年齢70歳に達した月の末日までです)。

**■掛金と加入口数**

**月払コース**

- 掛金には2%の制度運営事務費が含まれております。
- 1口1,000円で、5口以上200口(20万円)まで加入できます。
- ※お申し出により200口を限度として、口数を増口することができます。また最低5口の継続を条件として、口数を減口することができます。
- ※減口を行う場合、①～⑦の事由によります。減口相当部分の積立金は脱退時(払込満了)まで積立てます。
  - ①災害 ②疾病・障害(親族の疾病・障害及び死亡を含む) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む)
  - ⑤結婚(親族の結婚を含む) ⑥債務の弁済 ⑦その他、掛金の抛出に支障がある場合。
- ※減口期間中の脱退または死亡時の取扱いについて  
減口期間中の脱退については、脱退一時金をお支払いいたします。減口期間中の死亡時については、遺族一時金をお支払いいたします。

**一時払コース**

- 1口50,000円で、400口(2,000万円)まで加入できます。
- ※一時払コースは、月払コースに加入された方のみ加入できます。

**■加入手続** 所定の加入申込書により引受生命保険会社を通じてお申込みください。

※預金口座振替依頼書をお取扱い金融機関へ提出いただき同振替依頼書受取印を必ずお取寄せください。

**■掛金の払込方法** 掛金のお払込みは全額、指定金融機関の加入者ご自身の口座から自動的に振替となります。

**■加入および増口の取扱い**

**月払コース** (毎月取扱い)

- 毎月15日までに加入申込書が東京商工会議所に到着した場合  
加入日……翌々月1日 掛金振替日……翌月22日
- 毎月16日以降月末までに、加入申込書が東京商工会議所に到着した場合  
加入日……翌々々月1日 掛金振替日……翌々月22日

**一時払コース** (年2回のみ取扱い)

- 7月15日までに、加入申込書が東京商工会議所に到着した場合  
加入日……9月1日 掛金振替日……8月22日
- 12月15日までに、加入申込書が東京商工会議所に到着した場合  
加入日……2月1日 掛金振替日……1月22日
- 新規加入時に限り月払と同時に一時払コースに加入できます。また年金受取額を増やすために、年金支払開始時にも一時払で増額することができます。
- 確定年金を選択する場合には、一時払できる限度が積立金額(年金原資)の範囲内となります。

**■自動脱退** 加入日以降連続して2ヵ月分の掛金が振替不能となったとき自動脱退となります。

**■加入者証の発行** ご加入者へ直接郵送いたします。

**■年金の支払条件および支払開始日**

**支払条件**

- ①満70歳に達したとき。
- ②満60歳未満で加入した方は、加入期間10年以上で、満60歳～満70歳までの希望の時期に年金を受け取れます。
- ③満60歳以上で加入した方は、満70歳までの希望の時期に年金を受け取れます。

**支払開始日** 被保険者(加入者)が受給資格を取得した月の翌々月以降に到来する直近の3、6、9、12月のいずれかの10日です。

**■給付金の請求と変更の連絡** 給付金の請求および各種変更につきましては所定の用紙で、東京商工会議所へご連絡ください。

# 税法上の取扱い (2020年12月1日現在)

**■掛金** 制度運営事務費を除く部分が生命保険料控除の対象となります。(所得税法第76条、地方税法第34条・同第314条の2)60歳未満でご加入の方は、個人年金保険料控除の適用となります。また、満60歳以上でご加入の方は、一般の生命保険料控除の適用となります。

**■遺族一時金** 相続税の対象となります。「500万円×法定相続人数」まで非課税です。(相続税法第3条、第12条)

**■脱退一時金** 一時所得扱いになり、他の所得と合算して所得税がかかります。

計算式 課税対象額=[(受取金額-既払込保険料総額\*)-50万円]×1/2  
(所得税法第34条、同法施行令第183条)

**■年金** その年度に受け取った年金額については、雑所得として課税されます。

計算式 課税対象額=年金年額-(基本年金年額×既払込保険料総額\*÷年金受取見込総額)  
(所得税法第35条、同法施行令第183条)

※既払込保険料総額とは、掛金から制度運営事務費を控除した額の累計額をいいます。